

令和2年度 PTA会計 規約等の改正の説明

令和2年度 規約等の改正の説明です。議案書と併せてご覧ください。

【大阪府立槻の木高等学校PTA規約の改正について】

入学式の際の新入生保護者からの寄付、PTA国際交流委員が実施するバザーの収益は、これまで国際交流活動に対する支援のため、後援会がその資金を管理してきました。

国際交流活動への支援は、これまでPTAが主体となって取り組んできたものであり、今後も在校生保護者が主体的に取り組むものであることから、後援会の資金をPTA特別会計（PTA国際交流特別会計）に繰り入れるための規定整備を行います。

また、現行規約の中で、現状の活動と相違している部分について修正し、さらに法律知識のある方のアドバイスを受け、組織や活動をわかりやすく規定を整備しました。

【大阪府立槻の木高等学校PTA役員及び会計監査人の選出に関する細則の制定について】

規約に「役員の選出方法は別に決める。」との規定されており、今回、この選出方法について細則を制定して明文化しました。

基本的には、これまで指名委員会で運用されていた内容を規定しています。

【大阪府立槻の木高等学校PTA会計基準の改正について】

国際交流特別会計を設けることにより、科目等を追記しました。

【大阪府立槻の木高等学校PTA会計支出執行基準の制定について】

支出執行の原則や、PTA国際交流特別会計の支出執行に関して基準を設けました。

以上